

令和4年度 第1回台東区地域福祉計画策定委員会 議事録

○日 時 令和4年8月2日（火）午後3時～

○出席者 委員長 新田 秀樹 副委員長 石渡 和実
(9名) 委員 稲垣 美加子 委員 大木 洵人
委員 山藤 弘子 委員 里 秀一郎
委員 牧田 としみ 委員 和泉澤 とも子
委員 鳥居 理恵子

○欠席者 委員 麻生 勝重 委員 平野 穰
(3名) 委員 芳 仲 美恵子

○事務局 福祉部長 原 嶋 伸 夫 福祉課長 上 野 守 代

事務局 ー開会の挨拶ー

事務局 ー委員の紹介ー

事務局 続きまして次第の3「委員長の選任」です。事務局としましては、台東区高齢者保健福祉推進協議会で会長を務めておいでの中央大学法学部教授の新田委員に委員長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。（拍手）ご異議がないようですので、新田委員に委員長をお願いしたいと思います。それでは新田委員長からご挨拶をいただきたいと存じます。委員長宜しくお願い致します。

委員長 委員長を拝命した新田です。今回は初めての地域福祉計画の策定となります。福祉分野には、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などに係る多くの計画があるわけですが、この地域福祉計画は、そうした分野別の各計画に共通する事柄を定めるとともに、計画間の隙間も含め他の計画にない事項も定めることにより、地域としての福祉力をパワーアップさせる総合的な計画になるわけです。その意味では、法的に定められているわけではありませんが、個別の福祉計画の上位計画という位置付けになるかと思います。また、必ずしも福祉の領域に限る話ではありませんが、地域共生社会の構築ということが現在強く言われており、この地域福祉計画は、地域自体の活性化や持続可能性を高める上でもコアとなる計画だと思います。そうした計画を今回初めて策定するわけですので、皆様のお力添えをいただきながら台東区の実情に合った

良い計画を作ればと思います。よろしくお願い申し上げます。

事務局 委員長ありがとうございました。続きまして、次第の3「副委員長の指名」です。要綱により、副委員長は委員長が指名することになっております。新田委員長お願い致します。

委員長 規定に寄りまして私の方から副委員長を指名させていただきたいと思います。副委員長には、社会福祉に造詣の深い東洋英和女学院大学名誉教授の石渡和実委員を指名したいと思います。いかがでしょうか。(拍手)

事務局 新田委員長ありがとうございました。それでは石渡副委員長、ご挨拶をお願い致します。

副委員長 ただいま副委員長にご指名いただきました石渡と申します。障害福祉を専門にしておりますが、障害分野は虐待等が多く、そういう意味で権利擁護というところで高齢や児童も含めて関わらせていただくようになりました。成年後見制度にも関わらせていただいて、国の第2期計画では地域共生社会の実現というものを非常に高々と謳っておりますので、台東区についても是非私なりに学ばせていただきたいと思えます。宜しくお願い致します。

事務局 石渡副委員長ありがとうございました。それでは、以降の進行は、新田委員長、お願い致します。

委員長 それでは早速次第に沿って議事に入っていきたいと思えます。まず議題の(1)会議の運営について事務局から説明がありますので、よろしくお願い致します。

事務局 それでは「会議の運営について」ご説明致します。(以下 中略)

委員長 ありがとうございました。ただいま会議の運営についてご説明いただきましたが、事務局の説明とおりの取り扱いでよろしいでしょうか。ご異議ないようですので、会議の運営については、事務局のご説明とおりの取り扱いと致します。

それでは、本日の議題(2)台東区地域福祉計画の策定方針について、事務局からご説明をお願い致します。

事務局 それではご説明致します。資料2をご覧ください。(以下 中略)

委員長 ありがとうございます。ただいま事務局の方から資料2についてご説明いただきました。今後計画を進めていくにあたっての前提・枠組みについて、まずはご説明をいただいたということです。計画の趣旨や計画期間、基本理念・基本方針・施策という構成とすること、といった辺りについては、ある程度皆様のご意見を反映できるかと思しますので、これらの内容につきましてご意見、ご質問がございましたら承りたいと思います。

副委員長 資料2の1の「計画策定の趣旨」について、現在のいろいろな課題がうまく整理されていると拝見しておりました。話題になっている8050問題やヤングケアラーのことは、行政の方で具体的な課題について調査・把握は行っているのでしょうか。

事務局 この後、ご案内するアンケート調査で一部把握しているところでございますが、全数調査というようなものは行っておりません。副委員長が仰っていただいた全体を把握できているかというところではないと思います。ヤングケアラーについては国でも定義が定まっていないということもありまして、なかなか多くの自治体でも全数調査は行えておりません。今後ご意見をいただきながら確認していきたいと思っております。

副委員長 ありがとうございます。全数調査までは必要ないかもしれませんが、切実な課題が区民の声として多くなっているという理解でいいのですね。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。この後、アンケート調査の結果についてはご説明いただけたと思いますが、それ以外にもなるべく多くのデータがあればそれだけ適切な計画の策定に繋がりますので、できる限りの情報集めを、引き続き行っていただければと思います。他にございますか。

委員 調査は大事ですが、当事者に何か聞くときは、権利の問題が重要です。特にヤングケアラーは言葉が変わっておりますが、消極的なネグレクト、要するに児童虐待の実態を聞くことになるので、慎重に行っていただいた方が良いでしょう。国の調査が安易で、そのまま行くと国の検討が不十分だったものをそのまますることになるので、調査をする場合は、設計に十分留意していただきたいというのがあります。

あと、計画で大事になってくるのが言葉の使い方です。地域福祉では、将来的な展望を考える場合、区とか市ではなく、アイデンティティを持った人たちという意味で市民という言葉を使うようになっておりますが、23区では、自分たちは市民ではなく区民であるという抵抗になってしまうので、言葉の使い方は非常に難しいところです。また、計画を作っていく上で、台東区に愛着を持って、台東区の事を一緒に考え

ようとする人は、区民だけではないはずです。在学の方、在勤の方も含めて、皆が台東区のことを考えようとする。そういう人たちを集約した時に、どんな言葉を使って計画の中で台東区に思いを持っている人たちを表現していくのか。ただただ区民の暮らしをよくする計画ではないですね。台東区の未来を展望しながら、台東区をどんな地域にしていきたいのかを考えていく計画なのだと思いますので、区民の方にご理解をいただいて参画しようと思っただけでなく、フレーズを探すのは丁寧にした方がいいと思います。

あと、言葉の問題ですが、「多様」と書かれておりますが、「多様・多元」とするのが一般的だと思います。プロフェッショナルだけではなく、住民、企業が社会貢献だけでなく、社会責任で地域の事に参画する時代ですので、「多様・多元」と書くのが一般的だと思います。これは意識的に言葉を使いながら私たちも計画を作るときに専門家の方だけではなく、いろいろな思いを持った方たちと一緒に作るということをお自分たちが忘れないようにするためにも言葉の使い方を注意した方がいいと思います。

委員長 ありがとうございます。調査の手法、計画における言葉の選び方・使い方について、大変重要なご指摘をいただきました。事務局から何かございますか。

事務局 言葉使いについては、事務局も資料を作成する上で非常に悩んで、選んでということをお繰り返して参りました。是非皆様からお言葉をいただければと思います。宜しくお願ひ致します。

委員長 ありがとうございます。言葉遣いは気を配る部分で神経がいたるところですので、なるべく皆様のご協力をいただければと思います。今日だけでご意見等をすべて頂戴することは難しいかもしれませんので、お盆明けくらいまでに追加のご意見をいただくということをお前提に、策定方針についてはご説明いただいた内容で基本的にご了解いただくということによろしいでしょうか。

それでは次の議題に進みたいと思います。議題の(3)台東区地域福祉計画の検討シートについて、事務局よりご説明をお願い致します。

事務局 それでは資料3-1をご覧ください。(以下 中略)

委員長 ありがとうございます。現在、区役所の中で地域福祉計画について、どういふことを調査・検討しているかという状況をお説明いただいたということになります。最後のオレンジ色の1が国の動向、2が都の動向、3は関連する計画に何があるか、4は区の状況、5はアンケート。ここまでが言わば調査している中身であり、これを踏まえて現在事務局として抽出した区の課題が6にございます。ご意見は、今日だけ

でなくても大丈夫です。膨大な資料でございしますが、何かご質問等はございしますか。

委員 検討シートの国の動向にある(3)の①から⑤について、地域福祉に含まれる範囲がどこまでなのでしょう。基礎的なところですが誰もが住みやすいといわれると分からなくなってしまいます。検討範囲はどこからどこまでなのでしょう。

事務局 資料2の2ページ目に計画の位置づけのところですが、子供、高齢者、障害者こういった方々が該当する福祉の施策を包み入れるようなイメージのものを作りたいと考えているところです。これは国の方の設定でも同じ形をとっているということがあります。当然生活を支えていく上で子供、障害者、高齢者に限らず、仕組みの中に入っているところでございします。

委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 法の縦割りとよく言われます。社会福祉六法とよく言われますが、実は七法あります。生活保護、高齢者、児童、母子及び寡婦、そして障害領域に3つ法律があります。それぞれの領域で行うと法の狭間ができてしまうので、地域福祉というのは、どういう発想、考え方で法の狭間を超えて、皆で生きることを考えようかという見方や考え方です。施設や在宅等の場の違いを乗り越えて、誰一人見逃すことなく、障害だから、高齢だから、子供だからということ乗り越えて、皆でお互いを気にすることが出来る土壌をまず作りましょうということです。だから委員長が、ある意味上位的な計画になるとご説明いただいたのは、今までの法の縦割りを超えていく。それが東京都に広がり、日本に広がり、世界に広がっていく。私たちはまず台東区の事を考えていきたいと思います。

また、台東区地域福祉の前提となる領域法の柱が3本あるところも一般的な計画から見ると数が随分足りないと思います。他の区市町村になるともっと法律が山のようにあります。結果、この法律では狭間に落ちてしまう人がいるので、重層的支援では、それをまず止めましょうということです。台東区としての考え方をどうまとめていくかが地域福祉計画なので少し私たちも発想を自由にして、参画していくことが必要なのだと思います。

委員 ありがとうございます。例えば在留外国人とかは含まれないのでしょうか。

事務局 もちろん含んで考えております。

委員長 ご指摘いただいたとおりで、個々の法律を反映する形で具体的なカテゴリや対

象者毎にサービスの提供や事業の展開をそれぞれ行うというのが伝統的な社会福祉の手法・スタイルでした。しかし、これからはそれだけでは追いつかないということだと思います。人材の問題や体制の整備、権利擁護の問題など福祉全体に共通する大きな課題があります。これらの課題への対応を伝統的な個別の領域ごとに進めるとどうしても隙間ができてしまいます。この隙間を埋めるという役割は、地域福祉計画でカバーしていかなければなりません。抽象的に申し上げれば、地域福祉計画は、個々の個別福祉計画を全体的に底上げするとともに、それらの計画の隙間も埋めていく計画になっていく必要があるのではないかと考えております。

委員 在留外国人等も包括して取り上げていくのであればいいと思いました。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。他にございますか。

副委員長 課題整理ができていて、よくまとまっていると思いました。しかし、子供の問題があまり出てきません。今回の取り上げた6つの課題でも子供のことが見えてこないと思います。子ども食堂なども増えているし、子供たちが置かれている現実は、とても厳しい実態があります。子供たちが未来に希望を持てるようなことも入れられないかなと思いました。子供の未来についての課題が見えると良いのかなと思います。

委員長 ありがとうございます。大切なご意見です。

委員 関連することですが、私も同じことが気になっています。区の全体の問題だと思いますが、子ども・子育て支援計画が無いですね。次世代育成支援計画しか無いとだからこうなるのだろうと思います。次世代育成支援計画だと子供の自立支援ではあっても、子ども・子育て支援計画になると子供の環境のことも考えましょうということになる。本来だと子供の領域のことは、2つの計画があって方向性が定まるが次世代育成支援計画しかないので、アンケートの設計や集計の仕方のところでも、作業仮説が見えてきません。せっかく各回答者が子供のことを気になっていると回答していても、作業仮説の中でそれを拾うような分析枠組みになっていません。アンケートは、設計の仕方によって誰かが意見を言っても、調査結果として顕在化してこないことがあります。アンケートのご意見のところを見ていただくと、子供の事を皆様すごく気にして仰っていますが集計枠にないので顕在化してこない。

また、台東区としての慣例なのかもしれないが、子供の「供」が漢字のままですよね。特に子ども家庭福祉では、平仮名にしてかなりの時間が経っていると思いますが、これが次世代育成支援計画だけだと漢字になりやすいです。子ども・子育て支援計画

を作っていれば、そちらでは十中八九平仮名を使っているのので、関連するものは全て平仮名に変わってくるはずです。全体的な社会福祉関係の資料を取りまとめた際に、そのままになっているのだと思いますが、せめてこの計画では「供」の字を平仮名にさせていただくことから始めていただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。「子ども」の「ども」について漢字は使わないというのは貴重なご意見です。子ども・子育て支援計画が明示的には抜けているのは、気になる場所ですね。今のご意見について事務局から何か説明等はございますか。

事務局 補足としてですが、台東区の場合、次世代育成支援計画の中に子ども子育て支援計画を包含するという作り方をしておりますので、2つの計画が入っているということでご覧いただければと思います。

また、台東区では子供の表記については、公文書上は漢字を使うというルールがございましたので、今回の資料でも漢字を使わせていただきました。ただ、議論の中で言葉の使い方については、ご意見を基に確認していきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。言葉の使い方の問題ですから、なるべく多くの皆様のご納得を得られるよう努めていきたいと思います。あと同じように障害者も法律上「害」という字を使っていることがありますね。ただ、それは法律で定まっていることですので、自治体レベルでは公文書においてそれを直し辛いこともあるかもしれませんが、それはある意味で法律を見直すのが遅いということにも繋がってきます。可能な限り計画の中で委員の皆様方のご意見を反映できれば幸いです。他にご意見、お気づきの点がございましたらお願い致します。

委員 民生委員アンケートの2ページ目のご意見についてですが、ヤングケアラーが私達には見えてこないというご意見がありますが、実際私も肌間隔で把握していないので、実情どうなのでしょう。どういうレベルのものがあるのか情報が分かれば幸いです。

委員長 現段階で事務局の方でヤングケアラーについて分かっていることがあれば教えてください。

事務局 ヤングケアラーに関して、福祉に相談が集中するところの方が実態を知っているのではないかとしまして、4月冒頭に会議に参加させていただいて、率直なご意見をお聞かせいただきました。日常の業務で主たる介護者とお会いするなかで、10代の子供がどのような役割をしているのかということまで意識をされている方は少

なかったように感じます。ご家族の中に 10 代の子供がいたとしても、その方が直接介護を要する方に何かをしているのか、実際は父母が介護している間に兄弟に何かしているかもしれない。ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員がそこまで気付いているかと言われると、そこまでは家庭の中に入り込めていないと思います。

一方で、社協の職員の方にお伺いすると気付いているという意見もありましたので、まずはヤングケアラーについて知って貰おうと思ひまして、関係団体に向けた啓発活動から入らせていただいているところです。現状掘り起こす調査ができていません。把握が難しいです。民生委員の皆様にもお話を聞きましたが、気が付かなかったようでした。

委員 民生委員には、高齢者の方からのご相談が多く、ヤングケアラーについては、ほとんど把握しておりませんし、相談もありません。高齢者や子供に関してはありますが、ヤングケアラーについては、最近ニュースで問題が取り上げられていますので、注意はしているが挙がってきていないのが実情です。実際把握し辛いですね。自分が言わないと分からないことなので。

委員 社会福祉士の中でスクールカウンセラーをやっている方が何人かいて、実際に学校にいくと本当に課題は多いです。子供は虐められても親には言わない。恥ずかしくて隠してしまうわけです。そのときに、食事は学校での給食しか食べていないとか、いつも同じ洋服しか着ていないとかの発見がたくさんあって、スクールカウンセラーがとても大事にされているところです。社会福祉士や保健士、精神保健福祉士の方がアルバイトという状況で学校教育機関に調査すると出てくるのではないのでしょうか。地域では、やはり皆隠しています。調査はとても難しいと思います。子供は正直に言いませんから。

委員 私が小さいときに今のような言葉があればヤングケアラーと呼ばれたかもしれませんが。世間では親孝行の子供と言われていました。病気の母親抱えて兄妹 3 人の長女で小学校のころから当たり前のことで大変だとは思いませんでしたし、そういった社会情勢でした。やはり学校が一番掌握できると思います。地域では掌握しきれないことだと思いますね。

委員 台東区の良さは町会活動が盛んであることです。地域の代表者にも表面的に伝わってこないのであれば、そこを把握できる仕組みが欲しいと思います。今回そういった子供がいることを知らなかったので、学校で話せるような状況を作って、プライバシーを守れる範囲で繋げられるような仕組みがないとなかなか手助けできないと思いました。

委員 そのため児童福祉法が改正されて、「こども家庭センター」というものが配置されるようになって、児童相談所が児童虐待の通告の法的手続きを取らなければならないことに対して、地域でのワンストップが必要。子育てに悩んでいる方や児童虐待の中のネグレクトであるヤングケアラーは、病気で子育てができないことや失業して仕事を探さないといけないために、子供の世話ができないことを消極的ネグレクトといいます。この事情にある家庭はたくさんあります。あと具合が悪い家族の世話をするのは儒教的な家族観で言えば良い子なのですよね。周りからも「良い子だ」「よくやってくれているね」と言われると子供は本当は辛くても、非常に言い辛くなってしまいます。そして、体罰してはいけないと法律で決められているが、未だに子供を良い子にするには、体罰が必要だと思っている大人が多くいますよね。子育ては、皆で変えなくてはならないので、子供の権利を守るということは昔の発想では違うという考えに変わっていったらいいと思います。だからこの地域福祉計画の中では、住民や市民には0歳の赤ちゃんも含むことなので、皆で大事にするためには、親の状況や経済状況に寄らず、子供たちが未来に希望を持てるのだとしたら、地域の皆で子供を育てていこうという時代に変えていかなければなりません。今ヤングケアラーという言葉で象徴的にいわれていますが、子供の総数が減っているのに虐待の相談件数が増えているということは、日本が相当深刻な児童虐待大国になってしまっているということです。

また、子ども・子育て支援計画を本当は独立させないといけないと思うのは、虐待がたった1ページしかないのです。これは本計画の事ではないのですが、台東区が従来持っている良いものは活かしつつ、私たちがそのなかで誰かを傷つけてしまったのなら、それを換えられるように一緒に考えてくださいというメッセージを発信していくことが大事だと思います。

委員長 ありがとうございます。非常に貴重なご意見です。自分が困難な状況にあると認識していない人や認識したとしてもどこに相談に行っても良いのか分からない人をどう把握し支援するかという問題ですね。相談に来られない人をどう把握するかは、実務的にはなかなか難しいことです。その象徴としてヤングケアラーの問題が最近注目されるようになってきたわけですが、行政にとっては、このように顕在化しないニーズをどう把握するかということはなかなか難しいです。こういう問題があるということをお客の皆様にも問題としてまずは意識してもらうことが大事ですが、他方で、プライバシーや個人情報の保護という観点からは、対象となる方の把握のプロセスの途中で人権侵害の問題が生じないように留意する必要があります。いずれにせよ、対応すべき課題としては非常に重要だと思いますので、計画の中でどこまで問題を明確にし、具体的な対応に取り組めるかは分かりませんが、計画作成における課題の一つと

して意識していきたいところです。活発なご意見をありがとうございました。他に何かございますか。

委員 すごく小さいことですが、成年後見利用促進が進んでいますが、成年後見制度を使う人を増やそうということではないです。権利擁護の充実なので、そこを読み間違えないような言葉遣いにしていただきたい。

あと市民後見の「活用推進」ではなく、是非「活躍推進」という言葉を使っていたきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。これも大事なご指摘だと思います。他に現段階で何かございますか。

委員 ケアマネジャーは、高齢福祉が主ですので、ヤングケアラー問題が見えてこない部分もあります。一方で、適切な支援に繋ぐという話で言えば、唯一定期的に高齢者の家庭に訪問しながら、支援に繋ぐ方法を考えることがケアマネジャーの大きな役割です。繋げる先をどこに相談すればいいのか悩むことが非常に多いわけです。前提となる横断的なところに繋ぎ、現場に入り込めるような、人材がいることが大事だと考えております。

委員長 いろいろ貴重なご意見をいただきありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 地域包括支援センターは、これから機能が拡大してきて、領域の包括性に対応していくことになり、地域福祉の一つの拠点になると思います。もう一つは、社会福祉協議会の充実が必要不可欠であると思います。地域福祉計画が作られれば、地域福祉活動計画が作られていって、キーパーソンとしてのコミュニティソーシャルワーカーが多様・多元である時に地域包括支援センターとともに社会福祉協議会のもう一つのセンターになって、どこかのネットに引っかかった時にそれを受け止めることが必要です。仮にネットに情報がひっかかっても、支援先がなければどんなにネットワークを作っても、一つのネットワークでは、やはり機能不全を起こしてしまいます。特に東京都では東京都社会福祉協議会が中心となって、地域福祉構想を持っているわけなので、そこに社会福祉協議会に参画してもらうのが必要だと考えます。行政としてはセーフティネットのパートナーである社会福祉協議会をどう強化を図るかも重要です。今の時代のコミュニティソーシャルワーカーをどう養成して、どう地域で活躍してもらうのかを抜きに地域福祉計画は成り立たないと思いますので、方向性が定まって具体的にどういう資源でどうやっていくのかの整備が必要だと思います。

委員 高齢者の方から相談があると必ず地域包括支援センターの方へ話をし、同時に社会福祉協議会にコーディネーターというのがありまして、とてもフットワークが良いです。連絡をするとすぐ来てくれて、一緒に考えていただけるので、私は、両方の機関を大いに利用しております。

委員長 ありがとうございます。これも地域福祉を支える組織をどう作るかという観点からは大事なことです。社会福祉協議会が一番伝統的な組織でありますし、いまは少し勢いがなくなかと思うこともありますので、今回の台東区の計画において社協に何をどこまでお願いできるのかも皆様で考えていただければと思います。

副委員長 社会福祉協議会の話がありましたが、この地域福祉計画は成年後見制度の利用促進計画も兼ねるということですが、いろいろなところでも中核機関が立ち上がっていて、社会福祉協議会と行政が連携してという形になっていると思いますが、台東区がどうなっているのかを教えてくださいたいと思います。

事務局 まず今回の利用促進計画を作った上で中核機関としては、台東区社会福祉協議会でまとめていきたいと考えております。実際のところ、市民後見人の育成指導や一般に後見制度を知ってもらうための講座ですとか、現在も社会福祉協議会の方でやっています。あと区長申立てによる後見人制度もございしますが、社会福祉協議会側からも件数が出てくるようになりましたので、必要な方が必要な時に制度が利用できるような体制になりつつあると感じております。

副委員長 成年後見制度は、地域共生社会の実現を厚生労働省が立ち上げて、第2期の計画が動き出しております。後見制度をうまく使っているところは、特に市民後見人の方が動いており、地域のネットワークが確実に広がっていると思いますので、そういう意味でも社会福祉協議会の方には頑張ってくださいと思っています。

委員 本当ですね。地域福祉活動計画を作ってくれれば良いのですけれど。

委員長 社会福祉協議会についての、活発なご意見をいただきましてありがとうございます。これは資料に反映するお話かと思っておりますので宜しくお願い致します。他にご意見等はございますか。

委員 外国人の方にとっては、言語の壁というのは全てにおいて縦割りの一歩手前でシャットアウトしてしまう。子供が受ける注射の書類等は、日本語で分厚い文書が送ら

れてきて、夫婦ともに外国人の家庭はアクセスできないだろうと思いました。言語の壁は全てのベースになるところだと思いますので、アクセスできる入口をつくるということ意識していただきたいと思いました。

委員長 ありがとうございます。計画においては、国籍に関係なく、地域住民という形でニーズを把握し支援を考えていく必要がありますが、他方で、少人数の方に向けてどういうリソースをどの程度投入できるかという現実的な問題もあります。どこまで計画に盛り込めるか、少し検討できればと思います。他にいかがでしょう。

それでは続いて議題の（４）台東区地域福祉計画の構成（案）について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 それでは資料４について、ご説明させていただきます（以下 中略）

委員長 ありがとうございます。現段階での案というところでございますが、文言をどうするか、施策は９本で良いのか等については、引き続きまたご意見を頂戴したいと思っておりますが、今回の地域福祉計画の組み立てとしては、基本理念、基本方針、施策が展開されるという形でご了解いただきたいと思います。

それでは、予定されていた議題は以上となります。最後に、全体を通じて委員の皆様方から何かございますか。

委員 ２点あります。成年後見について考えていただけるのは良いことですが、そこに未成年後見があるということも踏まえて議論していただけると良いかと思えます。成年というと大人の後見制度のように見えてしましますが、児童虐待に対応するために、今は親の親権を止めることができるようになっていて、親権が止まったら、未成年後見も成年後見制度の中でできることなので、是非ご理解をいただければ資料をご用意いただきたいと思えます。

２点目は、資料３－１の重層的支援体制整備事業は、国が共生社会の地域福祉をどのようなものにしていくかのイメージ図になるものですので、厚生労働省のホームページにもあると思えますので、できれば委員の皆様方に資料提供していただければと思います。

委員長 ありがとうございます。可能であれば資料提供についてご配慮いただければと思います。他にご意見ございますか。

それでは議題については、本日はここまでとさせていただきます。進行は事務局の方にお返しいたします。

事務局 委員長ありがとうございました。それでは事務局より3点ご案内させていただきます。(以下 中略)

事務局 それでは、これを持ちまして、第1回地域福祉計画策定委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。